

# 交野市奨学金貸付申請について

## ○ 奨学金貸付対象者

学校教育法に規定する学校（高等学校、高等専門学校、短期大学、大学等）に進学、または就学中の人で、交野市内に居住し、住民基本台帳に記載されている人、または外国人登録原票に登録している人

## ○ 申請手続き等について

### 1. 申請期間

毎年 1月5日から3月31日まで

### 2. 申請時に必要な書類

- (1) 普通奨学金貸付申請書
- (2) 住民票（世帯全員のもの）の写し又はそれに代わるべき書類
- (3) 市・府民税の課税証明書（世帯員で所得のある者全員）
- (4) 合格通知書（就学中の人は在学証明書）

### 3. 奨学生の選定について

- (1) 申請時の提出書類（上記(1)から(4)まで）により、奨学金の貸付を受けられる者（奨学生）を選定します。
- (2) 奨学生として選定したら教育委員会から奨学生選定通知書を発送します。

### 4. 奨学生として選定されたときの提出書類

- (1) 誓約書（保護者及び連帯保証人連署）
- (2) 奨学金貸付個人明細書
- (3) 口座振込依頼書

\* 上記(1)から(3)までの書類は選定通知書を受けた日から10日以内に教育委員会へ提出してください。

○ 奨学金の貸付額

区分	貸付額	在学中の総貸付額
高等学校	年額 4万円 (第一学年は年額10万円)	3年間で18万円
高等専門学校		
盲学校等の高等部		
短期大学	年額 6万円 (第一学年は年額15万円)	2年間で21万円
大学		4年間で33万円

\* 貸付期間は正規の在学期間となります。

○ 貸付方法

奨学金は、毎年三期（5月頃、8月頃、12月頃）に分けて、指定された金融機関の口座に振り込みます。

○ 返還について

奨学金の貸付が終了すると、返還の義務が生じます。

返還金は、後輩奨学生の奨学金として活用される重要なものです。

返還については、学校を卒業された翌月から下記の金額を郵便振込等の手段で返還していただきます。

区分	返還額	返済にかかる期間
高等学校	月額 5千円	36月
高等専門学校		
盲学校等の高等部		
短期大学	月額 1万5千円	14月
大学		22月

\* 返還については、一括又は繰上げて返還していただいても結構です。

\* 正当な理由なく返還を滞納した場合は、延滞利息として年14.6%の割合で計算した額を支払っていただくことがあります。

問い合わせ先

交野市教育委員会 学校管理課 学務・学事係（青年の家内） TEL 810-8010